

## 平成19年度第2回流山市自転車駐車対策審議会会議報告書(概要)

- 1 会議名 第2回流山市自転車駐車対策審議会
- 2 日時 平成19年5月17日(木)  
午後2時00分～3時30分
- 3 場所 流山市役所第1庁舎4階 第1・第2委員会室
- 4 出席者 工藤英二委員、大竹正樹委員、新野勇委員  
長田嘉穂委員、染谷要吉委員、佐久間光一委員  
高山佳司委員、宇波義雄委員、田中富美子委員  
三浦廣定委員、鈴木君英委員、中村貢委員  
・ ・(12名)(順不同)
- 欠席者 田中直子委員、角田実委員 ・ ・(2名)(順不同)
- 事務局 片桐安心安全課長、野口課長補佐  
豊田主査、中野事務員 ・ ・(4名)
- 5 概要
  - (1) 開 会
  - (2) 会長あいさつ
  - (3) 議題
    - 1 施設利用制度への転換について
    - 2 施設利用料金について
    - 3 その他
  - (4) 閉 会
- 6 会議資料
  - 資料1 平成13年度～17年度の歳出金額の内訳
  - 資料2 流山市自転車駐車場駅別運営経費一覧表
  - 資料3 柏市の料金体系
  - 資料4 利用制度の転換について  
松戸市の定期利用料金一覧
  - 資料5 施設利用制度設定に係る基本的な考え方について
  - 資料6 自転車駐車場から最寄駅までの距離一覧  
平成18年度自転車駐車場利用状況分析一覧

「 会 議 概 要 」

司 会

それでは只今より平成 19 年度第 2 回流山市自転車駐車対策審議会を開催いたします。会議開催にあたりまして会長よりご挨拶を頂戴したいと思います。

会 長

皆さまお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。前回までにいろいろな資料をもとに、勉強をいたしまして自転車駐輪場問題の問題点をご理解いただいたと思います。

今回はもう少し具体的な点につきまして本日の議題にあります主に 2 つの点、施設利用制度への転換と施設利用料金につきまして、詳細に事務局の方からご説明をいただいた上で、ご議論をしていただきたいと思います。本日も特に意見を集約するというわけではございませんので、それぞれの問題につきまして資料に基づき皆さまのご質問、資料の解釈、その他についてのご意見を出していただきましてそれぞれの問題点をさらに掘り下げていきたいと思っております。次回につながるようにしていきたいと考えておりますので、どうぞ宜しくお願いいたします。

司 会

どうもありがとうございました。それでは次に事務局の方からご挨拶をしたいと思います。

事 務 局

皆さまこんにちは。本日は当審議会にご出席くださりまして、誠にありがとうございます。本来ならば部長がご挨拶を申し上げますところですが、所用がございましてお休みをいただいております。またこちらの勝手に申し訳ございませんが、私 15 分くらいになりましたら中座させていただきますので、その辺につきまして皆さんにご了承いただきたいと思います。先ほど会長から色々お話しがございましたとおり、今回の審議会の中では私どもが今考えております利用制度への転換へのご審議と、今後の料金の設定への在り方についてご審議を賜りたく、今回審議会を開催させてい

ただいたところでございます。皆さまにおかれましては忌憚のないご意見を頂戴いたしまして今後のよりよい駐輪場の改善にむけて、私供も努力してまいりたいと思っておりますので、宜しくお願い申し上げます。

司会

それでは議事進行につきましては、流山市附属機関に関する条例第5条第1項の規定に基づき会長にお願いしたいと存じます。それでは会長、よろしく願いいたします。

会長

それでは、会議を進行させていただきます。まず始めに、本日の出席についてご報告いたします。ただいまのところ出席されている委員の方が10名、欠席ということがはっきりされている方が2名、2名の方がまだ出席ではありませんが、少なくとも10名の出席ということで定足数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

なお、欠席された委員の方々には、本日配布の資料を後日送付したいと思っておりますのでご了承願います。それでは早速議題に入りたいと思っておりますが、議題に入る前に前回の資料で疑問となっていた事項について事務局から報告をお願いいたします。

事務局

前回の疑問点につきましてご報告したいと思えます。まず1点目の松戸市の管理運営費には用地取得費や建設費は含まれていないのかという質問がございましたが、松戸市に確認いたしまして「含まれていない」という回答を得ました。

それから2点目の職員の人件費につきましては、職員3名分の人件費でございます。しかしこの中には、共済費等の福利厚生費が含まれております。人件費を東武線、流山線沿線自転車駐車場とつくばエクスプレス沿線自転車駐車場を割り振りますと、東武線、流山線沿線自転車駐車場を登録台数で按分した方が、21,288,658円になります。

次に3点目でございますが、前回お示しした資料の

中で利用登録事業費が平成13年度6,600万円に対して平成14年度から600万円減っているのはなぜかというご質問と、それと併せまして施設管理事業費が平成13年度に2,100万円であったのに対して平成14年度から7,300万円と増えているのはなぜかというご質問でしたけれども、今回の資料1をご覧ください。平成13年度から平成17年度までの歳出金額の内訳を出させていただいておりますが、その中で委託料、これは自転車駐車場の整理業務、それから保管場所等の警備、その他の委託料となっております。平成13年度には利用登録事業として計上しております。その後平成14年度から施設管理事業の方で計上をしております。そのため、先程ご質問のあった利用登録事業費が平成13年度から14年度にかけて減額となっております。また、施設管理事業費が13年度から14年度にかけて増額となっているのはそういった理由からでございます。

4点目でございますが、平成16年度17年度の委託料を含めた経費明細を駅ごとに出せないかということで今回の資料の2を提示させていただいておりますが、これが各駅ごとに出した明細でございます。駅にかかった費用が明確にでている訳でございますが、例えば全体でいくらかというようにかかっているものについては按分したかたちで表しております。それで出した金額が資料2に添付させていただいている駅ごとの経費でございます。

5点目でございますが、柏市の料金のランク付けの根拠でございますが資料の3をご覧ください。A4サイズの資料の3ですが、定額使用料の変遷及び改定率というものがでておまして、柏市では昭和59年9月の一般の年額で3,000円であったものが平成7年4月に4,800円、改定率が60%の上昇となっております。続いて平成12年の6

月に7,200円、これは50%の改定率となっております。そして平成15年12月に使用料に変更したときに5,400円から10,800円というように格差をつけてございます。その中で定期利用における格差の付け方でございますが、現行の使用料体系は、「最寄りの駅までの距離」「鉄道路線の種別」に加えて登録率を意味する「許可率」を基準にAからEまでの5段階のランク付けを行っているということでございます。具体的なランク付けの方法ですが、AランクはJRの駅から駐輪場までの距離が200m以内で、この場合使用料が年額で10,800円でございます。続いてBランクはJRの駅から200mを超えて300m以内の駐輪場で、年額が9,000円となっております。続いてCランクでございますが、JRの駅から300mを超えて500m以内で利用登録率が50%を超える場所、それから東武線沿線で駅から150m以内と東武線沿線の駅から150mを超えて300m以内で利用登録率が50%を超えている場所、つくばエクスプレス沿線の駅から300m以内の駐輪場、ここが7,200円となっております。それからDランクでございますが、JRの駅から300mを超えて500m以内で利用登録率が50%以下、または駅から500mを超える場所、東武線沿線に関しましては駅から150mを超えて300m以内で、利用登録率が50%以下、または駅から300mを超える場所がDランクで5,400円となっております。それからEランクといたしまして、沼南町と合併いたしましてバス停の近くに駐輪場ができましたのでこちらがEランクとなりまして年額3,600円となっております。また一時利用なんですけど、市内9駅周辺20か所の一時利用のできる駐輪場がございます。料金につきましては、1日あたり自転車で100円、原動機付自転車で200円、自動二輪車で3

00円というようになっております。前回の疑問点は以上だったかと思imasuので、説明を終わりにしたいと思imasu。

会長

どうもありがとうございました。ただいまの説明についてご質問等ございましたらお願いいたします。特に前回、今日説明のあった疑問をお出しになられた方ご納得いただければ結構なんです。

工藤委員

前回、人件費のことについて質問したんですけども、この担当職員の人件費というのは生活安全課の方のことなんですか。

事務局

はい、駐輪場の担当職員の人件費でございます。

工藤委員

私が今ちょっと思ったんですけども、職員の人件費というのはこういう利用料から賄うのですか。

事務局

はい。登録制度が始まった中で基本的には人件費を含めた形で費用を算出させていただいております。他のものにつきましては、人件費は登録使用料の中で見させていただいております。この場合には全額見させていただいておりますが、全ての制度において全額見るかという話になると少々疑問がございますが、他の事業に関しましては人件費で見させていただいております。

工藤委員

失礼ながら公務員という枠で見ると、このやり方は民間のやり方ですよ。利用料から人件費を算出するとなると、結局損益バランスから見たやり方ですよ。そうすると臨時だったら分かるんですけど正公務員の方をこのような位置付けにして、また臨時職員の方を別の利用登録事業費からとっていますよね。

事務局

人件費を計上させていただいたんですけども、それを事業費に含めるかどうかという議論も、していかなければならないと思うのですが、先程も言いましたけれども人件費として見ている部分も事業によっては、載せていただいておりますが、人件費も全部載せて算出するかどうかは議論していただくことかと思っております。

ます。

基本的に全体の市民の皆さまがご利用になる場合においては、確かに人件費を算出したかたちというのが仰るとおりの算出方法になると思いますが、これにつきましては一部の方のご利用というかたちの中で基本的には全額この金額の中で見させていただいているわけではございませんで、それについては私供職員の人件費を入れた中で、例えば1台4,000円かかったとしてその場合3,000円だけご負担させていただいて、残り1,000円は市の方で負担という方法の2段階のやり方をとり、あくまでも利用者からの受益者負担というかたちでいただいた中で、あまりに多大な負担が無理な話の中でその分の上乗せ分については私供の方でやらせていただいているというのが今までの方法です。

工藤委員

失礼ながら、これだけのお仕事というわけでは無いんですよ。

事務局

基本的にこの市の職員につきましては、これが主な仕事でございます。他の者については除いております。そして、本来ですと人件費の見方というのは例えば、係長なり課長補佐がいて課長がいてそれぞれの課の係りの2分に1とか3分の1とか、その分も本来は見るべきなんでしょうが、その者については一切見ておりません。あくまでも担当者のみの人件費というかたちで計上させていただいております。

工藤委員

それにしてはちょっと高すぎると思うんですけど。

事務局

基本的にこの算入の方法が良かったかどうかというのはまた別問題でして、当時担当の職員の人件費をすべて加えて算入しております。本来なら、毎年市で公表しているものを使えば良かったんですけども、当時の担当者のそれぞれの給料を全部使って入れております。通常、人件費というかたちの中で給料のほかには共益負担分、その分を見たかたちの中で合計を算

出させていただきます。

工藤委員

3名でこの額っていうのは一般の民間からみたらかなり高いですね。

事務局

正直いってこの時は平均年齢が結構高かったんですよ。約46、7歳ぐらいです。

工藤委員

46、7歳って言っても民間からみたら結構の額だと思うんですよ。年間で700から800万円です。

事務局

大体当時の平均の47歳ぐらいの平均月収で手当て込みで額面で48万円ぐらいですね。それと比較するとそんなに差はないのではないかと。これは福利厚生費もすべて入れてますので、実際にもらう給料そのものというのは800万円程度となります。

三浦委員

今の話の続きですけれども、1か月に換算しますと80万円ですね、この金額は1人当たり。その担当1人は交通安全課の中で3人ぐらいいらっしやると。それで、一般給与の中からは一切その方たちは出てないんですか。

事務局

基本的には私どもは係制をとってまして、その3人が専従というかたちでやらせていただいております。

三浦委員

この仕事から年棒が計算されているわけですか。もう、子会社並みのやり方ですね。

高山委員

特別会計のやり方をされているということですか。

事務局

基本的なかたちの中で決めさせていただいているということ。

高山委員

そうしますと、この人件費は流山市の職員の人件費の総額の中から除かれていると。市長が人件費がいくらだとかいうものが発表されてますよね。その中には入っていないってことですか。

事務局

入っていますけれども、基本的に3,000円は頂戴いたします。その頂戴した金額は市の方の一般会計の方に入れておりますので、そこから除いた金額の中では、特別会計的なものの考え方はしていないという



ことです。

高山委員

仮に管理上これくらいかかっているという調査のために割り振りをしたと。

事務局

あくまでも皆さんから一台お預かりする中でどの程度費用がかかるのかという中での算出根拠として人件費というものが必要となってきますので、その中での人件費の提示というものをさせていただいております。

三浦委員

例えば、ここにT Xの3駅に換算された料金が書いてありますけど、これは今後もうこういう計算で行くわけですか、給料の。この人件費の8,367,380円。

事務局

基本的に、今ご説明させていただいたうちの3,300万円のうちの800万円がT X分です。2千何百万円かが、東武線と流山電鉄の7駅分の駐輪場を利用する人件費と、按分しております。

三浦委員

それにしても金額がちょっと全体からしたら我々の常識からは外れているなと疑問は感じております。

事務局

17年度の人件費が2,965万というのが出ておりますけれども、この中で共済費ですとか福利厚生費が770万円程度でございます。あとは給料と手当てでございます。

高山委員

この前、1台あたりの登録台数で4,738円というのがありましたけれども、このやり方で登録台数が15,469台というのはT Xの3駅は除いた台数で計算していると思うんですけども、この経費を見ますと経費はそのまま入っていますけど登録台数が今回の場合はT Xを入れますと21,549台。ちょっとこの前と計算方法が違うのではないかと思うのですけど。

事務局

前回の審議会の時にお渡しした資料の中で4,738円という金額が実際の歳出合計が73,296,532円です。今回の明細の金額は6駅の合計とは出

会長  
事務局  
会長

しているんです。そしてそこから登録台数で割った金額が出てくると思うんですけど。

次回までの宿題ということにいたしますか。

帰りまでに必ずご報告したいと思います。

それでは次回までにもう一度詳しく調べていただいて答えていただくと。他にご意見ご質問はございませんでしょうか。それでは今のことを含めて、ただいまありました意見を市の方でご検討していただきたいと思います。それで、これは前回の質問に対する事務局からの答えということでございますので、これで今回の議題の本論に入りたいと思います。先ほども言いましたとおり、高山委員への回答は次回までをお願いいたします。では議題の1、施設利用制度への転換について事務局からご説明をお願いします。

事務局

～ 資料4の説明 ～

会長

ただいま施設利用制度への転換について資料の4に基づいてご説明いただいたわけですが、この資料の4の(1)(2)(3)として、転換についての問題点が書いてあります。このうち1番の受益者負担を原則としながら利用登録制度から施設利用制度への転換を行うというのは、実は私達の審議会の前の審議会の木村会長のときに既に市に対して、施設利用制度への転換を図るように答申が出されているわけでございます。私達の審議会は前回の審議会の答申を基本にして動いておりますので(1)とそれに伴って処置としての(2)の2つの点に関しましては、前回の答申案を尊重する限りほぼ自動的に我々の審議会でも認めるという方向になるかと思うのですが、この2つのことについてまずご意見がございましたら遠慮なくお出しいただきたいと思います。料金につきましてはその後で議論したいと思います。今は(2)につきました

ては今申しましたような事情にありますのが、ご質問なりご意見なりございましたらどうぞお願いいたします。

高山委員

利用登録制度と施設利用制度との違いとはなんですか。利用登録制度は現行で行われている制度だと思っておりますが、施設利用制度については名前は違いますが実質的にはどう変更されていくのかという点から分からないので、お願いします。

事務局

利用登録制度というのは現状で行われている制度でございます。自転車の駐車場の利用される方が申請をしていただきまして、その登録の手数料というかたちで年間3,000円、高校生以下は年間1,500円をいただいておりますが、施設利用制度に変わりますと、あくまでも施設を使う使用料というかたちになります。使った分のお金をいただいて、使わなかった部分に関してはお金を返すという使用料というかたちに変わります。

会長

今、説明いただいたとおり流山市は利用登録制度を採っていた訳ですが、この前の審議会で施設利用制度へ転換を行ってはどうかというご意見をいただきました。今、説明がありましたとおり、施設利用制度にしますと利用料を支払うということになりまして、そのためには施設の整理とか、施設の管理運営費をカバーするという意味が含まれてきますので、どうしても料金は今までよりも割高になるケースが多いと。しかし今後のことを考えれば、その方向にいくべきであるというのが前回の当審議会の答申案なんです。それをまたひっくり返す議論をこの審議会で行おうとしますと非常に大変なことになります。それで私としては前回の答申案を尊重する立場で議論を進めたいのですが、理解しにくい点などございましたら遠慮なくご質問していただきたいと思います。もしありましたらどうぞ。

三浦委員

今の件なんですけれども、確かに平成17年の答申案は尊重しなくてはいけない立場にあると思います。ところがこの近隣の松戸でも柏でも定期利用です。施設管理利用とは言ってません。なんで流山市だけが施設管理利用という名称にしているのですか。遠回りではありませんか。

事務局

そうではなくて、登録に必要な事務費として今まで3,000円をいただいていた訳です。それを今後は各施設の利用によって、例えば年間はこれくらいの料金がかかって、月に直すとこれくらいの金額で使っていたきたいということを使用料として出して、それを施設利用料というかたちにしたいと思っているわけです。施設を利用するのに1台月にどのくらいなのかというための施設利用料というかたちなんです。今は登録する事務の手続きのために必要なお金として3,000円いただいているわけです。

三浦委員

話が少し横に逸れるかもしれませんが、この近くの流山市の駐輪場をご覧になったことありますか。流山駅の駐輪場は施設と言えるような施設になっているとは思えません。実は昨日見てきたんですが、それは後に回しても構わないんですけれども、今度こういうことを採用するということはかなり施設にてこ入れをしてお金をかけてもらえるのですか。

事務局

それについては今年度予算をとってまして、それはまた別の問題となっておりますけれども事業費としては今年度、徐々にですけれども施設の改善というかたちをしていく予定であります。

三浦委員

ネーミングについて私はあまり異論はございませんが、先ほど野口課長補佐から話が出たとおり、松戸市は高額であるとのお話ですが、流山市は全体で考えると安いとは思えません。

事務局

高額といたしますか流山市と比べると金額的には高

三浦委員

いのかなと。近隣市の中では流山が一番低いのかなと思うんですけども。

ちょっと異論があります。何故かというたとえば流山の駐輪場について、以前、流山駅の場合は10時半までシルバーが働いていましたが、今8時半です。2時間の勤務になっていますが、何か費用の件で2時間までということになったんですか。それは昨日話し掛けて耳に入れたことなんですけど。実際流山の駐輪場の勤務はだいたい昼2時間、夜2時間です。放置自転車ではなくて整理のための勤務はシルバー人材センターに2時間の仕事をしてもらっていますよね。

事務局

駐輪場によって違うんですけども。

三浦委員

違いがあるんですか。ところがほとんど松戸の場合には勤務状況は6時半から夜の8時までです。これは向こうが渋ってましたけど、聞き出した話です。一番時間が長いところが、松戸市の西口の公園地下に南流山駅の地下のような駐輪場があります。ここの営業時間が4時15分から翌朝の1時15分。人を配置しています。そういう松戸の勤務状況が流山市とかなり違うんです。それともう1つ財団法人自転車駐車場整備センターは流山市と松戸市は同じ会社を使っております。天下りの会社でしょう、恐らくトップは。日本自転車振興協会から競輪資金を補助金としてもらって作られているのではないかと私は思うのですが。ということは流山に関してはその財団法人が決定する料金に対して流山市の方針を通してないのではと思うのです。1つの料金体系が出来てないんです。松戸の場合にはここに資料があるとおり200m以下、200m以上。これを1つの基点として財団法人の自転車駐車場整備センターが松戸のイトーヨーカドーの南側に公園がありまして、自転車駐車場整備センターがそこを管理してるんです。屋根付です。1か月1,500円、年間18,000円これはシル

バー人材センターがやっても財団法人がやっても、同じ料金体系で運営をされてます。ところが流山市は違うんです。なにか財団法人に丸投げをしてるんじゃないか。財団法人の言い分を南流山の地下の駐輪場に関して聞かざるを得ないのではないかと。その辺を足で稼いでいろいろ調べてみたいと思いました。なかなか向こうもはっきり言ってくれなかったんですが。市を通してくださいと言われて、だけでもいろいろ調べていくうちに松戸市の自転車駐輪場対策、放置自転車に対する対策これは1本線が通ってるのではないかと。流山市は事なかれ主義でその場の条件を飲み込んでいるのではないかと。と心配しております。

会長

三浦委員の意見はごもっともだと思いますが今話がちょっと踏み込んでいますので、まず最初に利用登録制度から施設利用制度へと移すということは、今おっしゃったような流山市の駐輪場のいろいろな問題を解決する上で、まずそれをやる必要があるということが、前回の答申案の中の1つの結論なわけですし、ですから我々審議会がそれを受け入れようというのが、1つの案です。そうすると(2)の管理の指定管理制度を導入する必要がある。これも今おっしゃったシルバー人材センターとかそういった問題が入るわけですが、この指定管理制度を導入する必要性というのを今一度、市の事務局の方からご説明していただけますでしょうか。

高山委員

その前に宜しいですか。利用登録制度から施設利用制度への転換をするという答申をいただいたわけですが、その必要性というか理由が私どもの方で理解できてないんですが、なぜそういうことが必要なのか。これから審議を進めていくにあたって、これを十分に理解していかないと前に進められないと思うんですけど。というのは、ここに書いてあるように年度途中からの需要に対応するため、使用しなくなった

ら返すんだということですが、それに対応するために転換を図るのかというようにしか書いてないんですけど、それだけの理由だけではないような気がするんですけど、もっとはっきり認識されたいのは、利用登録制度の場合には定額の登録使用料からしか利用者の方々から徴収できないわけですけども、施設利用制度になりますと施設に係る経費、それ相応の経費を利用者に負担させやすいとか、させることができるとか、それが本当の意味の理由ではないかという風に感じているんですけども、どうなんでしょう、その点をはっきり認識させて進めていかないと、何かははっきりしないまま答申だから従うという風に進めていくとまずいのではないかと思うんですけど。

会長

もう一度今のご質問に事務局の方で答えいただけますか。

事務局

基本的に受益者負担というかたちの中で、今まで昨今の財政状態を考え全ての面で自己負担ということになりますとなかなか難しいとは思いますが、ある程度の受益者の方のご負担をいただくべく、制度の転換の必要性というのが第1の考え方です。そして、今委員のおっしゃったかたちの中で、料金の還付、今までですと1年間登録したらそのまま使用する権利がずっとありますが、例えば登録はしたけど何らかの理由で使わなくなったとかで返金とかあると思うんですけど、そうなった場合に、料金の返金を求められても現制度においては返還が出来ない。それと、基本的に1つの駐輪場の中である部分だけに偏った申込みがありまして、実際に申込みはかなりあるんですけども、実際の使用者の数が120%というかたちで登録させていただいているんですけども、それが果たして実際の使用者の方がご希望のところに入れなくて他の施設を利用されている方というのもいらっしゃるんで、そういう方の不満を解消するために1つの

高山委員  
事務局

考え方として現行の利用登録制度から施設利用制度への転換を考えていこうというのが流山市の基本的な考え方です。

ということは登録制度では進めにくいと。

今のかたちの中で、登録制度を今の料金体系を行わないままでずっといった場合ですと、先ほども申しましたとおり何%かのご負担をいただいておりますが、その他をずっと市が受け継いで負担してやっていくというのは正直難しい。それが基本的に料金改定をせざるを得ない。その中で私供としても、今回こういったかたちで答申をお願いしていたというのはあるんですが、制度の切り替えそのものよりも、制度の切り替えをしなければ利用者負担の考え方からいった場合に出来ないのではないのかなという中で、仮に登録制度をこのまま維持したとしても料金値上げすれば出来ないことはないと思います。ただ、果たして今のかたちの中で月250円が皆さんからご負担いただいている金額です。月に3、4回ぐらいしか使わない方でも、登録してしまえばその場所は使えます。それで1年間は置く権利はあります。ただし、常時使用される方の希望の場所が、どうしても駅の近くで登録したいという場合でも抽選で洩れてしまった場合に、他の駐輪場に止めてもらえれば良いんですけども、民間の施設が近くにあるのでそういったところに行って利用されるということも考えられますので、そういう行為を無くすためにある程度の使用料というかたちで、常時使う方を優先して制度の転換を図って、ある程度の受益者負担の公平の原則のもとに立ったかたちの中で、ご負担いただくのが良いのかなとご理解いただければと思います。

会長

宜しいですか。最初に申しましたとおり結論を出すことは必ずしも考えておりませんので(1)の利用登録制度から施設利用制度への転換をするというのも



それを決定するというよりはこの問題は前回の審議会が既に出している答申であるということをお願いして、我々の審議会もそれを受けてその先に進みたいということの一応その方向で先へ議論を進めさせていただきたいとご了承いただきたいと思っております。

大竹委員

議論を進めていく中でちょっとご質問したいのですが、先ほど議長の方から利用料が割高になるのも致し方ないということができましたよね。そちらの方を前提で議論を進めていくということになってしまうのですか。

会長

それは私がそういうように感じておりますが事務局の方からお答えいただけますか。そういうことが可能性としてどのくらいあり得るのか。

事務局

基本的に値上げありきという議論では無いです。ただ、見直すべきところは見直しをする。例えばグレードの関係とか距離の関係とかいろいろ見直しをすべきところはやらざるを得ない。大竹委員からご意見が出たように、全てが値上げをするという議論の場では無いと思っております。しかし、この後に私どもの案を示させていただきますが、その案の中で若干の値上げを考えている案を、この後お示ししようかと思っております。

会長

私の理解では、施設登録の場合は一律な料金なわけです。そして施設利用料金になりますと、その施設の状況によって多少の値段の見直しがあるということをお願いして、見直すという場合の多くは値上げをすることが多いだろうということをお願いしたわけですが、答えとしては今の事務局の回答話として進めていきたいと思っております。それでは(1)の問題に対してはそれで宜しいでございますよね。そして(2)番目の当該施設が公の施設となった場合、指定管理者制度の導入を検討する必要があるということについて、事務局の方から詳しくご説明をいただきたいと思いま

事務局

す。

基本的に私どもは委託という方式をとらせていただいております。委託の趣旨としては料金収入において賄える部分、基本的には指定管理者制度そのものは市に代わってその施設を運営していただく事業者を募集するというかたちの制度でございます。基本的に市といたしましても、指定管理者制度を導入することにより事務経費の削減を行うことができるのではないかとということで、こういう制度の導入を検討させていただいているところです。制度そのものは今の委託制度ではなく、料金の收受までも任せて、收受した金額を管理費として事業者の方が維持管理費に充当するというかたちの中での制度でございます。それと例えば、1,000万円の収入があつて1,100万円かかってしまった場合には市が差額の100万円を負担せざるを得ないわけですが、それをなんとか1,000万円の中でやりくりができるようにするために、指定管理者制度に移行することで経費の削減にもつながるので、そういった方法を検討させていただきたいと思っております。

会長

三浦委員

今の1の(2)の説明について何かございますか。

先ほどの件に戻りたいと思っておりますが、指定管理業者それは今テレビとか色々なマスコミで賑わっておりますが、いわゆる官僚の天下りという組織が税金を地方都市にばら撒いて自分達の給料や退職金まで勝ち取ろうとするそういう組織に協力をする。例えばある建物でも問題がありました。ある指定管理業者が掃除に関して最初はサービスでやっていた。ところが1年も続いたら掃除の経費は市で賄ってくれということです。駐輪場のような自転車の上がりをもっていくようなところは松戸市ぐらいの姿勢を持たないと、向こうの意見を聞かざるを得ない日が来るんじゃないで

すか。例えば1,000万で1,100万位かかったら100万位の協力をしなくちゃなんないんだろうと。指定管理業者は利益追求ですよ。市はコミュニティ作りとか老後のシルバー人材センターの人たちの、流山市の住民に税金をある程度分配するなら意味がわかるんだけど、利益追求の組織に丸投げをするような不恰好なことはしないでもらいたい。

事務局

1,000万で1,100万かかったので1,100万払いますというのはあくまでも委託制度について説明を申し上げましたのでありまして、指定管理者制度の場合には私どもの方から資料を提出して予定価格というものが決まります。それに対してそれ以下でなければいけませんので。

事務局

基本的に私どもといたしましてはこの制度そのものは一般競争入札ですから、たとえば三浦さんがもしどこかの団体をお作りになられて、手を挙げられてこの金額でやらせてくださいといったかたちの中での提案であれば、当然それが折り合えば出来る話であって、たとえばそれがシルバー人材センターであるかもしれないし、どこかの団体であったり、もしかしたら一般の民間企業かもしれません。それについては、私供の方も分かりかねますけれども、私供は最低限こういうことをやってくださいという資料をつくりまして、それについて幾らくらい経費がかかるかなど私どもで人件費など算出していきます。その中で、決まった価格の中で収まるような方法でこれらの業務をすべてやってくださいというかたちで募集しますので、その中で出てきた一番安価なかたちになりますので。

三浦委員

5年契約ですね。

事務局

そうですね。5年でやっています。

三浦委員

まず最近出てきたのが建設関係で問題が出始めてますね。国である程度経費がどれくらいでという感じで各市町村に概算を出す、基本料金体系を送り込んで

それで計算するとこれくらいの予算でないということで、だいたい落とす金額を報告してみんなに。それでは採算があわないと下りてる建設会社が多いじゃないですか。これから出てきますよ。例えば一番心配なのは、平和台駅の問題、鯖ヶ崎駅の問題、初石駅はかなり駐輪が多いから良いですけど、流山駅の問題、こういうところを誰がグレードを高めないで指定管理業者が受けると思えますか。

事務局

基本的に、受け手がなければ直営でやらざるを得ないのですが、そういうことを今から言ってどうするんだとお叱りを受けるかもしれませんが、基本的に私どもの望んだ条件で折り合わない場合には、市の直営でやらざるを得ないということも、ひとつの考え方としてあると思えます。

三浦委員

ただ、美味しいところだけ指定管理業者が持って行ってそういうところを拒絶される現実が起こってくるのではないのかなというところを危惧しておるのです。

事務局

ご意見の方はわかりました。基本的には、私供の方は包括的なかたちの中で、指定管理者制度に移行した場合にはどこの駅とかでは無くて、すべて包括的な考え方の中で募集していけばそういうことは無いものかというように考えております。

三浦委員

課長がそういうように太鼓判を押されるのでしたら。

高山委員

指定管理者制度になった場合、料金のコントロールとか施設の改善、そういったものはコントロールできるのですか。

事務局

コントロールは私どもの方で出来ますから、それ以上に料金は頂戴いたしません。

高山委員

指定管理者の方では料金を決めるとかそういうことはできないんですね。

事務局

出来ません。私どもの方に自転車駐車場に関する

高山委員  
事務局

条例があります。

その条例はそのまま生かしておくわけですね。

たとえば、5,000円なら5,000円と仮に決まったとすれば、その5,000円で例えば何台入って、何台の収容台数があるのでそれだけの上がりがあります。だからこの中で運営していきなさい。それについてみなさんこういう条件で、例えば今仰ったようないろいろな作業があるかと思いますが、すべて包括したかたちの中で出来るか、出来ないかについて募集をかけますので、料金コントロールについては大丈夫です。

三浦委員

課長さん、過ぎ去ったことを申し上げてすみません。例えば同じ財団が松戸の場合には、1か月1,800円という200m以下で屋根付の一時利用専門の施設があります。これも屋根付です。綺麗に掃除もしています。同じ財団がやっている南流山の地下はなぜ1か月2,800円なのですか。その辺がここで説明してもらっても仕方ないんですけど、こういった矛盾が起きたときに流山の姿勢はだらしがないぞ。と言いたかったのです。同じ財団を使ってるんですよ。それを一言、言いたかったんです。

事務局

基本的に相対建設費それに対して、財団と市との按分の協定を締結させていただいております。それに基づいたかたちの中で、その金額17年から賃借してその金額を計算していくと2,800円というかたちになります。

三浦委員

ただ、ならばおおたかの森とセントラルパークはつくばエクスプレスの線路の下に常設をしております。屋根を新しく付けておりません。周りとか白線を引いたり、網を掛けたりそれは費用をかけていると言われても私はそれ程とは思えません。なぜ1か月1,450円という費用なのですか。これと同じような条件で、松戸の公園の地下駐車場の場合特別に作ってるの

に1か月1,500円です。それで、ここはなんで、割高じゃないのかな。と私は現場を見て感じたのです。そういうようなもうちょっと一般市民に説明をしてもらえそうな、みんなに納得していただけるようなそういう運びをしていただきたい。

事務局

肝に銘じます。次にセントラルパークとかいろいろありますから、審議会の中でみなさんに積算根拠をお示しします。

会長

それでは(2)の問題はただいま出ましたようないろいろな意見を市の方で十分ご検討いただきたいと思います。では(3)の問題について移ってよろしいですね。

高山委員

ちょっとすいません。資料5の説明を受けてないんですけど。

会長

今申し上げたのは資料4の(3)の問題です。よろしいですか。利用期間を設定して、それに満たない利用者があった場合還付するということ、(3)のところを読ませていただくと、利用期間は1年とし、年度途中からの利用に対応するため月額単位を設けることとし、使用しない残りの月数分の使用料を返還いたします。今までの利用登録制度ではやればできないことではないということでしたが、基本的には1年の単位にしてあって、今までは返還ということはしていなかったと思うのですが、利用制度になりますとそれをする必要が生じてくるわけで、そのために利用期間を1年というものと、月単位を設けることで利用者が途中で止めた場合戻すというか、そういうことができるわけですが、その戻し方の案が表でA案B案C案と3つの案がそこに出されておりますが、先ほど事務局から説明があったとおりAの1年間の1種類という制度にしますと、還付件数が多くなるという問題が生じます。それで、B案の1年間、6ヶ月の2種類にすると、ステッカーを少なくとも2種類つくる必要がご

ございますし、事務がそれだけ煩雑になる。それから、C案の1年間、6ヶ月、1ヶ月の3種類にしますと、これまたいろいろ、ステッカーの発行数が多くなるとか経費がかかるという問題があって、そういう返還ということを考える場合、どういう料金体系をつくったら良いかということで、皆さまのご意見があったら、お伺いしたいというのが趣旨でございますけれども、どうぞ、ご質問ご意見をいただければと思います。

これでさきほど説明がありました松戸市の場合には、1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月という3種類をつくっております、1年間は無いとのごことでございますが、その売上は1ヶ月というものが最も多かったのですが、その原因は恐らく利用料金がかなり高いので、月単位で申し込むというかたちになっているんだろうというご説明だったと思うのですが、流山市はどういった制度をとる方が良いのであろうか、市の方からはA、B、Cの3つの案が出ておりますがこのうちのどれが良いというご意見、あるいはそれ以外の案に対してご提案があったらお願いしたいと思います。

私が考えた意見ですが松戸市のように1ヶ月の利用者が多いのであれば、料金体系としては1年という長期利用の方と、1ヶ月の短い単位で利用する方という両極の2つに別れると思うので、1年と1ヶ月という2種類のステッカーを発行するという案も提案させていただこうかと思いますがいかがでしょうか。

審議会委員各位

これ以降(25ページから)の議事録はテープレコーダーに録音がされておりました。

そのため申し訳ございませんが、補足等がございましたら、文章の末尾に白紙をご用意いたしましたので、そちらにご記入をお願いいたします。



大竹委員

先ほどから会長は値上げを前提として話をされておりませんが、答申は出ていないのではないですか。

会長

具体案は出しておりませんが、値上げがされるのではと思って話をしておりました。

大竹委員

なぜこういった経緯になったのですか。

事務局

市の条例が平成3年より変わっておらず、また中途利用や中途解約が難しかった。しかし制度を変えればそういったことが可能となるということでこういう経緯となりました。

宇波委員

1ヶ月単位ではシールが12枚になってしまうのではないか。

事務局

それについては検討をいたします。また、1ヶ月単位というのはあくまでも松戸市の例を参考として出させていただいたものですので、これを採用するというわけではございません。

宇波委員

指定管理業者がシルバーになっても他の業者になってもまずは施設を直さないといけないのではないですか。

事務局

それにつきましては、指定管理者制度の見直し自体は了承を得ているので、それを前提に駐輪場利用者からアンケートをとったのでその意見を参考に、駐輪場の補修の設計をしているところでございます。

三浦委員

議会ニュースで駐輪場の予算編成がされたのを知りましたが、どのくらいのコストがかかっているかの細目を教えて欲しいのですが。

事務局

今現在で傷んでいるところは直し、灯りが暗いところには灯りを付け、水の溜まっているところには浸透枘を設置するよう改修工事の設計中を行っております。また金額に直すと全駐輪場施設で4,000万円強の予算となっております。

三浦委員

口頭だと忘れてしまうので、紙面にして欲しい。また、駐輪場の値上げには施設の改善をしないことには賛成できる状況ではない。

会長	あくまでも意見が欲しいのであって、この場で結論を出すわけではありません。意見を出していただきますようお願いいたします。特に無いようなので、次に資料5について事務局から説明をお願いいたします。
事務局	～ 資料5 について説明 ～
会長	前回の審議会の答申を具体化したいですが、何か意見を出していただきますようお願いいたします。
宇波委員	階層式の1階部分と2階部分というのはどうやって区別をつけるのですか。
事務局	ステッカーの末尾に01や02といったような表記をすることによって、判別をするようにしたいと考えております
宇波委員	実際に1階と2階を区別するのは難しいと思いますが。
事務局	駐輪場の1階と2階で料金格差を設けるようにしたいと考えております。
宇波委員	整理する人と市民との間で問題が起きるのでは無いでしょうか。
会長	この点については、事務局の方でより具体的な対策を考えてください。
高山委員	平成17年度の管理運営費の44,423,967円についてですが、この金額は一体どこまで含まれるんですか。
事務局	資料2をご覧ください。ここに記入されている歳出金額の合計額73,296,532円から職員人件費と放置自転車対策経費の金額を引いたものが管理運営費である44,423,967円として出されています。
高山委員	放置自転車対策費というのはどこから算出されているのですか。
事務局	放置自転車対策費というのは資料2には記載され

ておりませんが、700万円くらいで算出しております。またこの中には光熱費、上下水道費が含まれております。詳しい数字を申しますと、平方、鱈ヶ崎の保管場所の警備委託や保管委託、放置自転車の保管業務委託など足した合計が、7,556,907円となっております。その数字を人件費とともに歳出合計額から引くと44,423,967円となります。

高山委員

ということは、詳しい管理運営経費の数字というのは資料2からは読み取れないということですね。

事務局

はい。資料2については細かい管理運営経費の数字は算出しておりません。

会長

他に何かございませんか。それでは無いようなので議題2については以上で終わりにさせていただきます。次に議題3のその他について事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局

次回の審議会についてですが、6月は議会が始まりますので、ペーパーにて資料等を送りたいと思います。そして、それについて回答をいただきたいと思います。その中で各委員の方々の意見をとりまとめまして、次回の日程を決めたいと思います。よってそれぞれ個人的に意見を聴取し、やりとりをすることになると思います。

会長

6月中に資料をとりまとめて送り、7月に審議会を開催ということによろしいでしょうか。それではその他何かございますか。

三浦委員

答申が出た後で申し訳ないのですが、松戸のイトーヨーカ堂にエコ21というコインパーキングがあります。3時間以内は無料で5時間以上は1時間につき200円となっております。人件費はかかりませんし研究課題として勉強してもらえればと思います。

それと、南流山の放置自転車は相変わらずひどいです。通勤通学者対策をしっかりと検討していただきたいです。あともう1つあるのですが、最低ランクである

D ランクの駐輪場も駐輪場施設としてしっかり白線で枠組みをして欲しい。環境の良い、駐輪場にそして利用者一人一人が自分で整頓ができるような安全で安心の街づくりその最前線に位置している事を銘記しておいてもらいたい。

事務局

南流山の公民館前につきましては、あそこの施設は教育財産になっているのでその施設管理者と協議をして考えていきたいと思っております。また、施設の改善については限られた予算なので、その中でやりくりをしていきたいと考えております。そして初石駅前にも松戸のエコ21と同じかどうかはわかりませんが、ロッキングポストの駐輪場があるので合わせて見に行きたいと思えます。

三浦委員  
事務局

ぜひ見に行ってください。

それと、前回の平成19年度第1回審議会の議事録の訂正等がございましたら、郵送やFAXで送ってください。

会長  
高山委員

他に何かございますか。

資料5の自転車駐車場の運営経費について放置自転車も含めて教えてください。

事務局  
会長

のちほど詳しく説明いたします。

他に何かございますか。特に無いようなので、平成19年度第2回の流山市自転車駐車対策審議会を閉会とさせていただきます。議事運営ご協力ありがとうございました。

事務局

どうもありがとうございました。

終了